

令和2年11月20日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|--|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちガスコンビネーションレンジ（都市ガス用）1件
石油給湯機付ふろがま1件、石油ふろがま（薪兼用）1件） | 3件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち美顔器1件、タブレット端末2件、自転車1件、
バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1件） | 5件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち自転車2件、電気冷蔵庫1件、
パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件、
スピーカー（充電式）1件、フードミキサー（ブレンダー）1件、
延長コード1件、照明器具1件、エアコン（窓用）1件、
電気温風機1件） | 10件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201800516、A201900138、A201900176を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

ブリヂストンサイクル株式会社が製造した自転車について

(管理番号：A202000593)

①事象について

ブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が製造した自転車で坂道を走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」(※)を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられます。

(※)「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。ヤマハ発動機株式会社（法人番号：2080401016040）が販売した電動アシスト自転車で走行中、転倒し、足を負傷する事故が発生しました。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、ハンドルロックケースの破損などが原因で誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

○消費者庁（令和元年6月24日、消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表）
ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

また、消費者庁では、2020年（令和2年）6月24日、自転車に関する最近の消費者事故等の傾向を紹介するとともに、自転車及び付属品がリコール対象でないか確認し、対象であればすぐに使用を中止するなど、注意を呼び掛けています。

○消費者庁（令和2年6月24日）

自転車に関する消費者事故等の傾向について—乗車前の点検を確実に行いましょう!—

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_033/assets/caution_033_200624_0001.pdf

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf	2004年10月 ～ 2015年1月	266,225
合 計			3,431,138

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：14.8%（2020年11月12日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	22	重傷	2014年度	0	—
2019年度	42	重傷	2013年度	0	—
2018年度	1	重傷	2012年度	0	—
2017年度	2	重傷	2011年度	0	—
2016年度	0	—	2010年度	0	—
2015年度	0	—			

※当該事故（管理番号：A202000593）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック「一発二錠」の表示窓のラベルの色を御確認ください。

表示窓のラベルが「黒色ラベル」は対象製品となり、「白色ラベル」は対象外製品となります。



<車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



車種表示マーク

AB73L3	車種略号 商品コード
1D31PA	
121220	

○ヤマハ発動機ブランドの場合



ヤマハ発動機株式会社	
登録番号	X561-1234567
駆動補助機付自転車 型式認定番号	交 N04-11
普通自転車 型式認定番号	交 A04-11
防犯登録時は、ヘッドパイプ上側の打刻番号 を使用して下さい。	

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、ハンドルロックのケースが破損しているなど、異常が確認された場合は、直ちに使用を中止してください。なお、事業者は無償点検及び改修を実施していますので、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(502)092

受付時間：10時～18時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(801)309

受付時間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：加藤、鈴木、豊田

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：関根、大江

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発都道府県	備考
A202000597	令和2年11月4日	令和2年11月17日	ガスコンビネーションレンジ(都市ガス用)	GMO-S3900(株式会社ハーマンブランド:型式HOG-85CSE0V)	三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社(株式会社ハーマンブランド)	火災	当該製品を使用中、当該製品の庫内を汚損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202000601	令和2年11月6日	令和2年11月17日	石油給湯機付ふろがま	UKB-320TX3(F)	株式会社コロナ	火災	異音がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	山形県	製造から25年以上経過した製品
A202000602	令和2年10月27日	令和2年11月17日	石油ふろがま(薪兼用)	LHS	株式会社長府製作所	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	製造から25年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発都道府県	備考
A201800516	平成30年11月21日	平成30年12月3日	美顔器	A-707	株式会社ビューティガレッジ(輸入事業者)	火災	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品はヒーター連続通電時の安全装置が付いていない設計であるため、空だきしてヒーターが過熱され、ヒーター周辺の樹脂製ビーカーが溶融及び変形してヒーターに接触し、焼損に至ったものと推定されるが、使用者が使用後に電源スイッチをオフにできなかったことも事故発生に影響したものと考えられる。	長崎県	平成30年12月7日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900138	令和元年5月17日	令和元年5月28日	タブレット端末	ZA0A0004JP	レノボ・ジャパン株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、バッテリーパック内部のリチウムイオン電池セルが内部短絡して異常発熱し、焼損したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、内部短絡した原因の特定には至らなかった。	東京都	令和元年5月31日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900176	平成31年4月13日	令和元年6月7日	タブレット端末	ZA0H0027JP	レノボ・ジャパン株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、リチウムイオン電池セルが異常発熱し、焼損したものと推定されるが、焼損が著しく、電池セルが異常発熱した原因の特定には至らなかった。	神奈川県	令和元年6月11日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000593	平成26年4月24日	令和2年11月16日	自転車	SR7STP	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品で坂道を走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	宮城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月5日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:14.8%
A202000603	令和2年10月18日	令和2年11月18日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	BL1860	株式会社泰成商事(輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	佐賀県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月11日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000594	令和2年9月10日	令和2年11月16日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、バランスを崩して転倒、右足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月6日
A202000595	平成30年2月28日	令和2年11月16日	自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走り出そうとしたところ、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月9日
A202000596	令和2年10月28日	令和2年11月16日	電気冷蔵庫	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	高知県	製造から20年以上経過した製品
A202000598	令和2年11月1日	令和2年11月17日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品の設置状況を含め、現在、原因を調査中。	鳥取県	
A202000599	令和2年10月5日	令和2年11月17日	スピーカー(充電式)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	令和2年10月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月4日
A202000600	令和2年3月10日	令和2年11月17日	フードミキサー(ブレンダー)	火災	当該製品を使用中、当該製品を熔融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和2年10月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月12日
A202000604	令和2年10月24日	令和2年11月18日	延長コード	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	長崎県	
A202000605	令和2年9月22日	令和2年11月18日	照明器具	火災	店舗で当該製品を使用中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月4日
A202000606	令和2年10月3日	令和2年11月18日	エアコン(窓用)	火災	店舗で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月13日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000607	令和2年11月5日	令和2年11月18日	電気温風機	火災	当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品のプラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

美顔器（管理番号：A201800516）



タブレット端末（管理番号：A201900138）



タブレット端末（管理番号：A201900176）



バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）（管理番号：A202000603）

